

雇 児 発 0331 第 5 号  
平成 26 年 3 月 31 日  
一部改正 雇 児 発 0930 第 2 号  
平成 26 年 9 月 30 日  
一部改正 雇 児 発 0331 第 17 号  
平成 28 年 3 月 31 日  
一部改正 子 発 0322 第 11 号  
令和 4 年 3 月 22 日  
一部改正 こ 支 家 第 224 号  
令和 5 年 9 月 20 日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長  
(公 印 省 略)

ひとり親家庭への総合的な支援のための  
相談窓口の強化学業の実施について

標記について、別紙のとおり「ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化学業実施要綱」を定め、平成 26 年 4 月 1 日から適用することとしたので、本事業の適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。

なお、貴管内市（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）及び福祉事務所設置町村に対しては、貴職からこの旨周知されるようお願いする。

(別紙)

## ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化学業実施要綱

### 1 目的

ひとり親家庭の支援ニーズには、ひとり親家庭になった理由や、自身や子どもの年齢、住居や同居家族の状況、学歴・職歴や現在の職業、就業や転職への意欲等により多様なものがあり、また、DVなど多様な課題を抱えている場合もあるため、こうした個別のニーズに対応できる支援メニューが必要であるとともに、それらを支援対象の家庭の事情に応じて適切に組み合わせて行う相談・支援が重要である。

とりわけ、ひとり親、特に母子家庭の母は、就業率は8割以上と高いものの、子育ての負担や就業経験、職業能力の不足などにより賃金水準の低いパート・アルバイト等で働く者が多く、ひとり親家庭の貧困率が高いことの背景ともなっており、転職やキャリアアップの支援が重要である。

他方で、母子・父子自立支援員がひとり親家庭の様々な相談に応じ必要な指導や支援を行うこととされているが、相談の幅が広い上に児童扶養手当や貸付金の事務手続に追われ、相談需要に応え切れず、かつ、窓口体制が十分ではないため、各種支援施策が十分に活用されていない現状にある。また、ひとり親家庭の親は、子育てと生計の維持を一人で担っていることから、ひとり親家庭の相談窓口で相談する機会が得られにくいという現状もある。

このような状況に対応するため、地方自治体の相談窓口に、就業支援を担う「就業支援専門員」を配置し、就業支援の専門性と体制を確保するとともに、母子・父子自立支援員が弁護士等の専門職種の支援を受けながら相談対応を行える体制づくりや、相談対応以外の事務的な業務を補助する職員の配置、休日・夜間の相談体制づくり、同行型支援を行う体制づくりを支援することで、相談支援体制の質・量の充実を図り、総合的な支援体制を構築・強化することを目的とする。また、多くのひとり親が行政機関を訪れる児童扶養手当の現況届の時期等に合わせて、ひとり親家庭が抱える様々な課題について相談できる集中相談事業を実施し、支援を必要とするひとり親を適切な支援メニューにつなげられるようにすることを目的とする。

### 2 実施主体

実施主体は、都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所設置町村（以下「都道府県等」という。）とする。

なお、実施主体は、本事業を社会福祉法人、一般社団法人及び一般財団法人、

NPO法人等に委託することができる。

### 3 支援対象

支援対象は、母子家庭及び父子家庭等（配偶者の暴力により子を伴って避難をしている事例等で、婚姻の実態は失われているが、止むを得ない事情により離婚の届出を行っていない者等を含む。以下「支援対象者」という。）とする。

### 4 事業の内容

事業の内容は次のとおりとする。

#### (1) 就業支援専門員配置等事業

##### ア 実施方針

就業支援専門員は、母子・父子自立支援員と連携・協力してひとり親家庭への相談支援に当たることから、福祉事務所に配置することを基本とする。しかし、ひとり親家庭の支援ニーズや支援に関わる行政機関、児童福祉施設、母子・父子福祉団体、NPO法人などの社会資源の在り方は地域によって多様であるため、地域の実情に応じて、相談窓口の支援体制の在り方を検討し、就業を軸とした的確な支援を提供できる窓口配置すること。例えば、ひとり親家庭への相談窓口を、福祉事務所だけでなく、子育て支援の窓口など他の機関に位置づけて体制を整備する場合や、母子生活支援施設等の児童福祉施設や民間団体に委託することなども想定される。

なお、ひとり親家庭の利便性に配慮し、平日夜間や土日祝日における窓口での相談の実施やメールでの双方向型の支援の実施を可能とする相談体制の構築にも努めること。

##### イ 就業支援専門員の業務

就業支援専門員は、母子・父子自立支援員と連携し、職業能力の向上や求職活動等就業についての相談指導等（①教育訓練、求職活動やこれらに係る各種制度等に関する情報提供、②教育訓練、求職活動に関する助言・指導、③こどもの年齢や生活状況に応じた働き方に関する適切な助言・指導等）を専門に行う。その際、単なる情報提供にとどまらず、個々のひとり親家庭の事情やライフステージに応じた支援ニーズを把握した上で、就職、転職や資格取得等の支援に関する積極的な助言、指導を行うこと。

##### ウ 支援の目標と方法

パート・アルバイト等の不安定な就業形態のひとり親に対しては、転職やキャリアアップなどによる、より好条件の就業の実現を目標とし、働

いていないひとり親に対しては、就業阻害要因の除去から就業の実現を目標とすることが想定される。

具体的には、例えば、次のような方法により、支援を行うことが想定される。

#### ① 様々な機会を捉えた支援ニーズの把握

支援対象者からの申し出による相談に応じるだけでなく、児童扶養手当や離婚の手続の際などに、行政との接点を捉え、ひとり親に積極的に働きかけるなどにより、潜在している支援のニーズを引き出すことにも努めること。

#### ② 各種の就業支援策の活用

就業支援専門員は、支援対象者の状況（本人の生活・健康、就業・修学、子育て、収入、こどもや学校の状況等）を把握した上で、それぞれの、課題を整理し、支援対象者に適した支援策を組み合わせる支援を行うこと。

具体的な支援としては、母子家庭等就業・自立支援センター事業、自立支援給付金事業、母子・父子自立支援プログラム策定事業、マザーズハローワーク等の事業が考えられる。

その際、ハローワーク、マザーズハローワーク・マザーズコーナー、母子家庭等就業・自立支援センター等の関係機関への同行支援も積極的に行うこと。また、母子・父子自立支援員や母子・父子自立支援プログラム策定員等、他の機関の担当者と情報を共有し、チーム支援を積極的に行うこと。

#### ③ 継続的な支援の実施

就業支援専門員は、支援対象者の状況やその変化、支援の進捗状況等について記録しておき、支援対象者の就業意欲を維持するよう継続的に支援を行うこと。また、適宜、支援対象者の状況に応じて支援内容の見直しを行うこと。

また、就業後も支援対象者から相談があった場合には、継続して相談に応じ、フォローできるようにすること。なお、関係記録については適正に管理・保存し、個人情報の取扱いには十分留意すること。

#### エ 地域の関係機関などとの連携の強化

就業支援専門員は、その職務を行うに当たって、ハローワーク等、母子・父子福祉団体、母子家庭等就業・自立支援センター等との連携、協力、情

報交換等を密に図るよう努めること。

特に、ハローワーク、マザーズハローワーク・マザーズコーナー、母子家庭等就業・自立支援センター等の関係機関との定期的な連絡調整や同行支援などにより、連携した就業支援を行い、必要に応じ、関係機関や関係窓口等との情報共有、連絡調整を図ること。

また、関係機関の他、地域の事業主団体や母子・父子福祉団体等と定期的に会する場を設け、ひとり親家庭支援施策等の広報啓発を行うことなど、子育てと両立しやすい求人の拡大を目指す取組を行うことも望ましい。

#### オ ひとり親家庭への支援施策の周知

メール、ウェブサイト、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）などのインターネットメディアの活用を含めひとり親家庭が接しやすい方法を活用して、ひとり親家庭への支援施策について積極的に周知を行う。ひとり親家庭の多くは、仕事や育児のために相談窓口を直接訪れる機会が限られていると考えられるため、このようなひとり親も相談できるようメールでの相談、相談の予約等、インターネットメディアを活用した支援施策の実施に努めること。

また、国において作成したひとり親家庭の相談窓口の愛称やロゴマークを積極的に活用し、ひとり親家庭の相談窓口の周知を図ることにより、相談窓口へのアクセスの向上に努めること。

### (2) 集中相談事業

#### ア 実施方針

支援を必要とするひとり親家庭を行政の支援に確実につなげるためには、行政機関を訪れる機会が少ない者であっても児童扶養手当の現況届の時期等に、ひとり親家庭が抱える様々な課題について集中的に相談できる機会を設けることが必要である。

このため、現況届の提出窓口、あるいは十分なスペースを確保できる会議室などに、弁護士、ハローワーク職員、公営住宅担当部局職員、保育所担当部局職員、教育関係部局職員、母子家庭等就業・自立支援センター職員、婦人相談所の職員、子育て世代包括支援センターの職員、NPO法人・社会福祉法人の職員等を配置し、ひとり親家庭の親が抱える様々な課題に対応できる集中相談体制を整えること。

#### イ 支援の目標と方法

集中相談事業においては、支援が必要であるにもかかわらず、行政の支援が受けられていないひとり親家庭を行政の相談窓口につなぐことに重点を

置き、集中相談事業以後も、ひとり親家庭の相談窓口において、相談支援を継続して実施できるようにすること。

#### ウ 地域の関係機関などとの連携強化

集中相談事業を実施することにより、福祉、労働、住宅、保健、医療、教育等の関係機関との連携を図りやすくなると考えられるため、集中相談事業終了後も、関係機関との連携の強化に引き続き努めること。

### (3) 相談支援体制強化事業

#### ① 事業内容

ひとり親家庭に対する相談支援を行うにあたり、相談者の支援ニーズをワンストップで正確に把握し、一人一人に合った適確な支援に繋げることを可能とするため、各自治体の実情に応じて以下の支援を行い、相談支援体制の強化を図る。

##### ア 弁護士等による相談対応支援

相談支援を行う職員（以下「母子・父子自立支援員等」という。）が、ひとり親家庭の相談内容に応じて弁護士や臨床心理士等の専門職種（以下「弁護士等」という。）からの助言、指導（以下「助言等」という。）を受けながら相談支援を行うことができるよう、弁護士等の配置や必要な時に弁護士等から適切な助言等を受けられる体制を整備する。

##### イ 補助職員配置支援

母子・父子自立支援員等が業務を行う上で、相談支援に重点を置いて業務を行うことができるよう、相談支援以外の事務的な業務（以下「その他業務」という。）を実施するに当たり、母子・父子自立支援員等を補助する者を配置する。

##### ウ 夜間・休日対応支援

平日の日中に就業等により相談支援を受けることができないひとり親家庭の相談ニーズに対応するため、通常の相談窓口開所時間外のひとり親家庭が利用しやすい時間帯に相談支援を行う体制を整備する。

###### (ア) 夜間対応支援

平日の相談窓口開所時間外（夜間）に相談支援を行う。

###### (イ) 休日対応支援

休日に相談支援を行う。

##### エ 同行型支援

ひとり親が必要とする相談支援等を受けることができるよう、新たに職員を配置し、相談窓口以外の場（行政機関や司法機関等）へのひと

り親の外出へ同行し、手続支援や見守り支援等を行うための体制を整備する。

## ② 実施要件

- ・ 相談支援体制強化事業を行うに当たっては、①ウ（イ）の休日対応支援に加え、その他の支援と組み合わせて実施することを基本とするが、各自治体の実情に応じて必要となる相談支援体制の強化を図ること。
- ・ 弁護士等による相談対応支援を行うに当たっては、助言等を受ける弁護士等については、助言等を必要とする内容に応じて、職種にかかわらず市町村が適当と認めた者からの助言等を受けられるようにすること。
- ・ 補助職員配置支援を行うに当たっては、母子・父子自立支援員等が本来行う業務の代替職員として配置するものではなく、あくまで母子・父子自立支援員等の相談支援以外の業務に係る負担を軽減し、相談支援に重点を置いて業務を行うことができるよう、その他業務の補助を行うことを目的とする。
- ・ 夜間・休日対応支援を行うに当たっては、平日の相談対応を行う窓口の開所時間終了後や休日に窓口を開所する、若しくは電話による相談対応等を行うこととする。なお、夜間・休日に対応する日数、時間については、各自治体の実情に応じて設定すること。
- ・ 同行型支援を行うに当たっては、ひとり親が実際に出向いて行う手続き等について、同行して支援を行うこと。また、ひとり親の自立に向け、継続的な見守りを行うこと。

## 5 就業支援専門員について

### (1) 就業支援専門員の選定

就業支援専門員には、就業支援に関する専門的知識を有する者を選定する。具体的には、民間の職業紹介会社や安定所において職業紹介、キャリア・コンサルティングなどの実務経験を有する者のほか、企業の人事・労務担当経験者や、教育機関、若者の自立支援を行う団体での支援経験などが考えられるが、こうした多様な場での経験を有する者の中から関係機関から協力を得るなどして適任者を各自治体において公正に選定すること。

### (2) 就業支援専門員の兼務について

就業支援専門員は専任とすることを原則とし、母子・父子自立支援員との兼務はできないものとする。ただし、地域の実情に応じて、母子・父子自立

支援プログラム策定事業のプログラム策定員、生活保護の就労支援員や4  
（3）相談支援体制強化事業の実施に係る職員等との兼務は可能とするが、  
その場合には、それぞれの業務の分量等に応じて費用の分担を行うこと。

## 6 国の補助

国は、都道府県等が実施する事業について、別に定めるところにより補助するものとする。